

平成 27 年 11 月 10 日  
公益社団法人日本監査役協会

## 「財務報告に係る内部統制報告制度の下での監査報告書記 載上の取扱いについて一文例集の作成にあたって」 の改定について

公益社団法人日本監査役協会は、会社法及び法務省令の改正を踏まえて、「監査報告のひな型」を改定しておりますが、このたび、監査報告のひな型の改定に伴い、「財務報告に係る内部統制報告制度の下での監査報告書記載上の取扱いについて一文例集の作成にあたって」についても、所要の改定を行いましたので、公表いたします。

改定箇所は、文例集における文例の記載を、改定後の「監査報告のひな型」に修正したこと、財務報告内部統制に係る「重要な欠陥」という用語を「開示すべき重要な不備」に修正したことです。ご活用頂ければ幸甚に存じます。

本文は、ホームページ (<http://www.kansa.or.jp/>) において公開しています。[ホーム>監査実務支援>電子図書館>基準・規則・ひな型]

【お問い合わせ先】

(公社) 日本監査役協会事務局 企画部企画課  
佐藤、中村

Tel: 03-5219-6125